契　　約　　書　（案）

公立学校共済組合道後宿泊所支配人　白方　敬一郎（以下「甲」という。）（以下「乙」という。）とは、次の条項により、公立学校共済組合道後宿泊所で使用する電力供給に係る契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、別添の「電力供給仕様書」に基づき業務を行うものとする。

（契約単価）

第２条　契約金額は次のとおりとし、いずれの額も消費税及び地方消費税を含む。

|  |  |
| --- | --- |
| 基本料金単価（円／ｋＷ） | ￥〇〇〇円〇〇銭 |
| 夏季電力量料金単価（円／ｋＷｈ） | ￥〇〇円〇〇銭 |
| その他季電力量料金単価（円／ｋＷｈ） | ￥〇〇円〇〇銭 |

２　前項において、「夏季」とは７月１日から９月３０日までの期間で、「その他季」は夏季以外の期間である。

（需要場所及び期間）

第３条　乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場所：愛媛県松山市道後姫塚１１８番地２　公立学校共済組合道後宿泊所

期間：自　令和８年４月　１日　　０：００

至　令和９年３月３１日　２４：００

（契約保証金）

第４条　甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡禁止等）

第５条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は移転し

てはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令

（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対し売掛債権を譲渡す

ることができる。

（使用電力量の増減）

第６条　甲の使用電力量は、電力供給仕様書の別紙「月別予定契約電力及び使用電力

量」に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第７条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のう

ち、いずれか大きい値とする。

（検針）

第８条　乙は、毎月１日に当該前月の使用電力量、最大需要電力等の検針を行い、速やかに甲の指定する職員に検針結果を通知すること。なお、通知の方法は甲乙協議して定めるものとする。

（料金の算定方法）

第９条　料金は、契約電力及び使用電力量等により各月毎に算定するものとする。

２　料金は、次の各号に掲げる料金を合算した額とする。

1. 基本料金

契約電力、第２条に定める基本料金単価及び力率を用いて次の算式により算出する。

・基本料金＝契約電力×基本料金単価×（１．８５－力率／１００）

1. 電力量料金

使用電力量及び第２条に定める電力量料金単価を用いて次の算式により算出する。

・電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

1. 燃料費調整額

燃料費調整額は、当該地域を所轄する旧一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて次の算式により算出する。

・燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄する旧一般電気事業者が定める電気供給条件による。

３　料金の算定に係る端数調整は、次の各号のとおりとする。

(1) 契約電力の単位は１ｋＷとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

(2) 使用電力量の単位は１ｋＷｈとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五　入する。

(3) 力率の単位は１％とする。

(4) 電気料金は、１円単位とし、その端数は切り捨てる。

（料金の請求及び支払い）

第１０条　乙は、第８条に定める検針終了後、前条の規定に基づき算定した当該月の

料金を速やかに甲に請求し、甲は適法な支払い請求書が提出されたときは、これを

受理した日の翌日から起算して３０日以内に乙に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第１１条　乙は、甲の責に帰する事由により、前条の規定による料金の支払いが遅れ

た場合には、遅延日数に応じ、当該未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等

に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣

が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求できるものとする。

（事情変更）

第１２条　甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の改正又は

改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認め

られる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部または一部を変更することができる。

２　前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

（発注者による契約解除等）

第１３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部または一

部を解除することができる。

1. 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと

明らかに認められるとき。

1. 正当な事由により解約を申し出たとき。
2. 本契約の履行に関し、乙またはその従業員、使用人等に不正な行為があった

とき。

1. 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、または本契約の目的を達

することができないと明らかに認められるとき。

２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告することなく本契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（愛媛県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有して　いると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)から(5)までのいずれ　かに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の　相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（違約金）

第１４条　天災その他不可抗力の原因または前条第１項第２号の規定によらないで

乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期

間満了までに係る予定使用電力量に第２条に定める契約金額（電力量料金単価）を

乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の１

００分の１０に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第１５条　甲は、天災その他不可抗力の原因又は第１３条第２項規定により本契約を

解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償するこ

とは要しない。

２　前条の規定は、甲に生じた実際の損害額が同条に規定する違約金の額を超える

場合においては、甲がその超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。

（受注者による契約解除）

第１６条　乙は、甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能とな

った場合には、本契約を解除することができる。

２　乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、

その損害の賠償を甲に請求することができる。

（秘密の保全）

第１７条　乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、または

第三者に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第１８条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定め

るものとする。

以上の契約の証として、この契約書を２通作成し、甲乙が各１通を保有するものとする。

令和８年〇〇月〇〇日

甲　　松山市道後姫塚１１８番地２

公立学校共済組合道後宿泊所

支配人　白方　敬一郎

乙